



# 「野洲市まちづくり基本条例」を議決（市議会本会議＝22日）

## 豊政会・公明党が改悪修正

### 市民参加と権利否定の「修正案」に対する態度

= 反対 = 賛成

小菅六雄（共）	野並享子（共）	三和郁子（無）	川口東洋（無）	西本俊吉（ネ）	本田章紘（ネ）	鈴木市朗（ネ）	矢野隆行（公）	梶山幾世（公）	内田聡史（豊）	奥村治男（豊）	藤村洋一（豊）	田中良隆（豊）	藤下茂昭（豊）	中島一雄（豊）	田中孝嗣（豊）	中田幸子（豊）	小島進（豊）	原田薫（豊）	林克（豊）	荒川泰宏（豊）	河野司（豊）	秦眞治（豊）	田澤太郎（豊）	議長

市民の権利を  
ことごとく否定

# 市民の「まちづくり参加」を削除

3月定例市議会で継続審議とされていた「野洲市まちづくり基本条例」が6月定例市議会の22日、本会議で採決が行われました。

採決では、市民の参加と権利をことごとく否定する修正案が、豊政会自民党・公明党議員の賛成で可決されました。修正案は、市民がまちづくりに参加する上で重要な条文を削除したもので、民主主義否定のなにもでもありません。

「まちづくりに市民参加と権利保障は条例の前提」  
「基本条例」の制定は、合併後「市民活動促進委員会」「まちづくり基本条例検討委員会」などで協議が行われ、本年1月5日、市長に対して委員会から条例案の提言がされていきました。

「基本条例」は、住民自治を基本に野洲市のまちづくりを推進するうえで重要な方針となります。今日、地方分権の広がり、合併後のまちづくりの推進を、とつづけるのか、が問われているなかで、いかに、まちづくりに対して、市民の参加と権利を規定していくのかが問

われています。まちづくり推進は、市民も市議会も対等なのは当然

豊政会・公明党の修正案は、市長提案の条例案の中心をなす、市民の参加と権利を、大事な所で根本的に否定し、条例案から削除しています。

検討委員会が検討のうえ検討を重ねた、まちづくりの基本をも根本的に否定しています。

市長提案・第6条（協働のまちづくり）は、「市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かし対等な関係に立ち、相互に補完し合いながら、よりよいまちづくりを創造します」とです。修正では、「対等の関係」を削除しています。

修正の理由は、「市議会が市の最高意思決定機関。これを否定する条項である」というものです。この指摘は全く当たりません。条文の趣旨は、「協働のまちづくり」をすすめるに当たり、市民・市議会・市の三者が、広い意味で、立場の垣根を越え、よりよいまちづくりの創造」を推進するとい

うものであり、なんら市議会の役割を否定したも

のではありません。市民・市議会・市が、目的を共有し、その特性を生かし、補完しながら、まちづくりを創造し、協働のまちづくり」を推進するには、対等の立場は当然です。これを否定することは、条例制定の目的、まちづくりの根本理念をも否定するもので、それこそ、民主主義否定と言わなければなりません。

住民投票制度否定につながる住民発議も16歳規定の削除  
第22条（住民投票条例）の削除修正は、原案の「市は、住民、市議会、市長の発議に基づき、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができ、その内、住民の発議に基づき」の部分などを削除。また、「住民投票権は、16歳以上の住民を原則とし」の文言を削除しています。

市の重要施策について住民の意思を問うというのが住民投票制度です。削除修正の理由では、詳細は、今後の住民投票条例で規定「とありますが、具体的に、今後、制定される住民投票条例で住民の発議権や投票権の「16

市民の意見をも否定する姿勢  
市民の声を聞かない思想です  
29条、及び、30条の原案は、市民で構成する「基本条例推進委員会」を設置し、条例の運用と見直しについて市長が諮問すること。条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができると規定。同30条では、委員会の意見を尊重する規定です。

市民の立場から主張できる、唯一の組織的保障の規定です。ところが、削除修正では、市民参加に関わる、部分を全面的に否定、削除しています。

日本共産党は、みなさんとともに  
市民によるまちづくりをすすめます  
日本共産党野洲市議会議員団は、豊政会（自民党）・公明党による、条例案の重大な後退に抗議します。

市民のみなさんと市民本位のまちづくりを推進し、今後、制定される住民投票条例において市民の参加を保障する条例をめざします。

市民の意見をも否定する姿勢  
市民の声を聞かない思想です  
29条、及び、30条の原案は、市民で構成する「基本条例推進委員会」を設置し、条例の運用と見直しについて市長が諮問すること。条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができると規定。同30条では、委員会の意見を尊重する規定です。

市民のみなさんと市民本位のまちづくりを推進し、今後、制定される住民投票条例において市民の参加を保障する条例をめざします。

市民の意見をも否定する姿勢  
市民の声を聞かない思想です  
29条、及び、30条の原案は、市民で構成する「基本条例推進委員会」を設置し、条例の運用と見直しについて市長が諮問すること。条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができると規定。同30条では、委員会の意見を尊重する規定です。

## やす民報

日本共産党野洲市委員会  
2007年6月24日 125

暮らしのご相談、ご要望  
お寄せください

市会議員 小菅六雄 (電話) 589-4971 (FAX) 589-6184  
 (E-Mail) shgdy177@ybb.ne.jp (HP) http://www.yasusigi.net/~kosuga/

市会議員 野並享子 (電話) 587-0985 (FAX) 586-1102  
 (E-Mail) no73kyo\_ko@yahoo.co.jp (HP) http://www.yasusigi.net/~nonami/